

石垣市地域おこし協力隊設置要綱

(設置)

第1条 地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって地域力の維持、強化並びに地域の活性化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知)に基づき、石垣市地域おこし協力隊(以下「協力隊」という。)を設置する。

(協力隊の活動)

第2条 協力隊の隊員(以下「隊員」という。)は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域資源の開発及び活用による地域振興活動
- (2) 地域づくりを支える人材育成活動
- (3) 石垣市への移住・定住に関する支援活動
- (4) 景観づくり及び自然環境の保全活動
- (5) 地域住民の生活支援活動
- (6) その他地域活性化のために市長が必要と認めた活動

(隊員の任用)

第3条 隊員は、心身ともに健康で、地域の活性化に深い理解と熱意を有し、積極的に活動できる者のうちから、市長が任用する。

(隊員の任用期間)

第4条 隊員の任用期間は、原則として1年とし、最長で任用の日から3年まで更新することができる。ただし、初年度は、任用の日から当該任用の日の属する年度の末日までとする。

(隊員の身分)

第5条 隊員の身分は、石垣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和2年石垣市規則第6号。以下「給与規則」という。)及び石垣市会計年度任用職員に勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年石垣市規則第7号。以下「勤務時間規則」という。)に規定するパートタイム会計年度任用職員とする。ただし、任用期間については前条のとおりとする。

(服務)

第6条 隊員は、常に職務を誠実かつ公正に遂行し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(勤務条件)

第7条 隊員の活動日は、石垣市職員の休日及び休暇に関する条例(昭和47年石垣市条例第63号)第3条の規定の例による。この場合において、市長は、隊員に活動を要しない日において特に活動することを命じた場合には、活動を要するいずれかの日を、活動を要しない日に変更し、振り替えることができる。

2 隊員の活動時間は、勤務時間規則第3条第1項の規程の例による。

(報酬及び期末手当)

第8条 隊員の報酬及び期末手当は、石垣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条

例（令和元年石垣市条例第33号。以下「給与条例」という。）の規定の例による。

（報酬及び期末手当の支給日）

第9条 報酬及び期末手当の支給日は、給与規則の規定の例による。

（通勤に係る費用弁償）

第10条 隊員の通勤手当は給与条例の規定の例による。

（住居）

第11条 市長は、隊員が居住する家賃の一部又は全部を予算の範囲内で負担することができる。

（退職の申出）

第12条 隊員は、退職しようとするときは、退職しようとする日の1月前までに市長に申し出なければならない。

（解雇）

第13条 市長は、隊員が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項及び第2項に該当すると認めるときは、解雇することができる。

（庶務）

第14条 協力隊に関する庶務は、企画部企画政策課において処理する。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。